

## 幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 概要

### 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の概要

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の育児時間の取得パターンを多様化（部分休業制度の拡充）

※部分休業制度とは、未就学児の育児のために勤務しないことを認める制度

※人事院の意見の申出に鑑み行われる国家公務員に係る改正法と同様の措置

### 法律及び条例の改正概要

部分休業について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年につき条例で定める時間（**条例改正により10日相当と規定**）を超えない範囲内の形態を設けることとし、職員はいずれかの形態を選択可能とする。

#### 【現行】

2時間	
-----	--

1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと

#### 【改正後】

	2時間	
--	-----	--

（育児休業法第19条第2項第1号による部分休業）

① 1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと

※条例改正により勤務時間の始め又は終わりの時間に限り取得できた制限を廃止

2時間以上（1日単位での取得も可能）		
--------------------	--	--

（育児休業法第19条第2項第2号による部分休業）

② 1年につき10日相当の範囲内で勤務しないこと

職員は、①②のいずれかを選択して取得可能

## 幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町職員の育児休業等に関する条例 (平成4年3月23日 条例第6号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第12条 略</p> <p>(育児短時間勤務の承認の取消事由)</p> <p>第13条 育児休業法第12条において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>(1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。</p> <p>(2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。</p> <p>第14条～第18条 略</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項</p>	<p>○幕別町職員の育児休業等に関する条例 (平成4年3月23日 条例第6号)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第12条 略</p> <p>(育児短時間勤務の承認の取消事由)</p> <p>第13条 育児休業法第12条において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>(1) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。</p> <p>(2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。</p> <p>第14条～第18条 略</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）</p> <p>（部分休業の承認）</p> <p>第20条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>部分休業の承認</u>については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する<u>部分休業の承認</u>については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>	<p>を占める職員を除く。次条において同じ。）</p> <p>（第1号部分休業の承認）</p> <p>第20条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>第1号部分休業の承認</u>については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業の承認</u>については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p> <p>（第2号部分休業の承認）</p> <p>第20条の2 <u>育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u></p> <p>(1) <u>1回の勤務に係る日ごとの勤務時間を分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数</u></p> <p>(2) <u>第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第21条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第20条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p><u>(部分休業の承認の取消事由)</u></p> <p>第22条 第13条の規定は、部分休業について準用する。</p> <p>第23条～第25条 略</p>	<p><u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u></p> <p>第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p><u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u></p> <p>第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</p> <p>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</p> <p>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</p> <p><u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u></p> <p>第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第21条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第20条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</u></p> <p><u>(部分休業の承認の取消事由)</u></p> <p>第22条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u></p> <p>第23条～第25条 略</p>